



宮 崎 県 公 報

平成19年10月22日（月曜日）第 1924 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭 1 丁目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 36,000 円

目 次

訓 令	頁
○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令……（行政経営課） 1	
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可……（農村整備課） 1	

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。
平成十九年十月二十二日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第十一号

本 庁
各 出 先 機 関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和四十年訓令第一号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第三（その一）建築住宅課の項課長特定専決事項の欄第四号
2 中「第三十四条第十号ロ」を「第三十四条第十四号」に改め、同
号中 9 を 11 とし、11 の前に次のように加える。

10 第四十三条第三項の規定による協議に
関すること。

別表第三（その一）建築住宅課の項課長特定専決事項の欄第四号
中 8 を 9 とし、7 を 8 とし、同号 6 中「第四十一条第二項ただし書
（の下に「第三十四条の二第二項及び」を加え、同号中 6 を 7 と
し、5 を 6 とし、4 を 5 とし、3 を 4 とし、4 の前に次のように加
える。

3 第三十四条の二第一項（第三十五条の
二第四項において準用する場合を含む。）
の規定による協議に関すること。

別表第三（その一）建築住宅課の項課長特定専決事項の欄第七号
1 中「第十二項」を「第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第
十四項」に改め、同号 6 中「第六十八条の五の四第二項」を「第六
十八条の五の五第一項」に改め、同号 7 中「第六十八条の五の五第
一項」を「第六十八条の五の六第一項」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年十一月三十日から施行する。ただし、別
表第三（その一）建築住宅課の項課長特定専決事項の欄第七号 6 及
び 7 の改正規定は、公表の日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、
高木古田土地改良区（都城市）から平成19年 9 月21日付けで申請の

あった定款の変更を認可した。

平成19年10月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫